

第7章

内戦と和解プロセスのなかのイボワール人性

——内戦期政治における連続性——

はじめに

かつてアフリカにおける政治的安定の代名詞とも称賛されたコートジボワールにおいて、2002年9月に内戦が勃発した。その後長期にわたって国土は、反乱軍が支配する北部と政府側が支配する南部に分断された。戦闘などによる死者は数千人を数え、70万人に上る国内避難民が発生したほか、行政や司法が十分に機能していない地域では住民生活が深刻な状態に置かれた。西アフリカ有数の経済的中心地であるこの国での内戦は、西アフリカ地域経済にも多大な悪影響を及ぼした。この内戦は、1990年代以降に顕在化したコートジボワールの政治的不安定化が、きわめて深刻な状態に至ったことを端的に示すものであった。

コートジボワール内戦では、最初の基本的な和平合意——2003年1月に締結された「マルクーシ合意」(Accords de Linas-Marcoussis)——から、内戦終結のメルクマルである大統領選挙の実施(2010年10~11月)まで実に7年半あまりを要した。アフリカ諸国の内戦は総じて長期化する傾向がみられるが、コートジボワール内戦の場合は、比較的早期のうちに和平合意が成立し、戦闘自体もおおむね停止されながらも、なかなか最終的な解決に至らなかった点に特徴がある。その背景にはバボ大統領と与党FPIによる和平合意のサボタージュがあった。バボ大統領とFPIは内外の圧力を受けていったんは和平合意を受け入れたが、すぐに翻意し、その後ほぼ一貫して同合意の履行を妨げるなど執拗な抵抗戦術をとり続けた(佐藤 2005a)。バボ大統領側の

このような態度は、和平合意に署名した他の勢力や国際的仲介者からの厳しい批判の的となった。和平プロセスが停滞した原因のひとつがバボ政権側の態度にあったことは間違いがない。

とはいえ、和平プロセスの停滞をバボ政権側の態度からのみ説明することは、本研究の冒頭でも批判したとおり、カレントな政治情勢のみにとらわれた近視眼的な見方である。1990年代以降の政治情勢とこの内戦は密接な関係をもつものだった。そして1990年代の政治情勢がコートジボワールの国家形成史と深く結びついたものであることは本研究で強調してきたとおりである。和平プロセスの停滞を理解するうえでは、コートジボワール政治史の歴史的連続性を考慮に入れることが重要である。

本章では、歴史的連続性にかかわるいくつかの要素に注目し、内戦発生前の2001年頃から内戦の和平プロセスを経て大統領選挙に至る時期を、時系列を追って記述しながら分析を行う。和平プロセスの停滞をもたらした歴史的連続性にかかわる要素は大きく3つ指摘できる。第1に軍事的秩序ないし軍のあり方の変質、第2にイボワール人性をめぐる問題、第3に政治制度（憲法）とエリート間の対立構造である。このうち第1点目は第6章で考察したため本章では繰り返さない。この点については、軍事政権期に決定的に崩壊した軍事的秩序が治安状況の不安定化をひきおこし、和平プロセスの進展を妨げる悪条件となったことだけが押さえられていけばよい。

第2点目については、内戦勃発以前から「和解」を掲げたとりくみが開始され、そのなかでイボワール人性に関連する諸問題の解決が必要だとする一定の政治的コンセンサスができていたことが重要である。この流れを受け、和平プロセスでもイボワール人性をめぐる問題が中心的課題となったが、歴史に根ざした深刻な問題であるという性質上、政策の策定と実施は多大な困難に直面した。とりわけこの問題は選挙実施の前提となる有権者登録をめぐる噴出することとなった。本章ではその点にとくに焦点を合わせて分析を行う。

第3点目は、コートジボワールの政党制にみられる3党が鼎立する特徴と

政治制度の組み合わせが、和平プロセスを停滞させる大きな要因となったということにかかわる。すなわち、和平プロセスの停滞に関しては、FPIという統治的結社が和平に抵抗する態度をとったことが一因にあるわけだが、このような態度が政党制全体の特徴や政治制度のあり方と深く関連していたものだったということをごここでは論じたい。

以下本章では、2001年から2011年にかけての時期を対象として考察を行う。この10年は激烈な変動期であり、記述すべき事柄が多岐にわたるため、ほかの章よりも多い7つの節から構成される。第1節では、軍事政権の崩壊から内戦勃発までのあいだのパボ政権による和解のためのとりくみに焦点をあてる。とくに、1990年代以降の政治的不安定化をふまえて和解と政治的対話の重要性が確認された「国民和解フォーラム」を中心に述べる。

第2節以降では、事態好転に向けたこのような動きが断ち切られることになった内戦勃発以降の状況を分析する。第2節では、まずコートジボワール内戦の展開過程を整理したのち、基本的和平合意であるマルクーシ合意について詳しく解説を行う。ここでは国民和解フォーラムで確認された課題が同合意に盛りこまれたことを確認し、これにより和平プロセスが戦闘停止に向けた交渉だけでなく、1990年代以降の政治的不安定化を解決するという歴史的課題を担うことになったことを述べる。次いで第3節と第4節では、パボ政権による和平プロセスに対する抵抗に焦点をあてる。第3節では抵抗を可能にした制度的条件（憲法とマルクーシ合意の関係性）について、第4節では抵抗戦術の手段・資源・実態について、それぞれ検討する。続く第5節は、コートジボワール政治における「3者鼎立」の対立構造に着目し、パボ大統領による抵抗姿勢をたんにパボ自身の姿勢に帰すのではなく、コートジボワールにおける有力エリートの付置状況から解釈する必要があることを指摘する。またこの節では、マルクーシ・プロセス下での停滞に新たな局面転換をもたらすことになった「ワガドゥグ合意」(Accords politiques de Ouagadougou) について述べる。

ワガドゥグ合意を契機として和平プロセスはペースを速めて進展すること

となり、選挙実施に向けた有権者登録の問題が大きな課題として浮上した。有権者登録は国民としての身分証明・個別同定の問題と不可分であり、それを政治的コンセンサスのもとに実施することは、イボワール人性をめぐる問題の解消に向けて大きな意味を有していた。第6節はこの有権者登録をめぐる動向を詳細に分析する。最後に第7節では、ようやく実現された大統領選挙のちに、結果受け入れをめぐる発生した新たな内戦の過程について述べる。

第1節 内戦前史

民政移管時の多大な混乱のなかで当選を果たしたバボ新大統領は、就任直後に「一夜にしてコートジボワールを揺るがした事件で何が起こったかを語ってもらうための国民共同の場の設置」という構想を示し、これが翌2001年10～12月の国民和解フォーラム開催に結実した。同フォーラムは司法的な捜査や訴追ないし免責などの強制力をともなう権限は有さず、また真相究明のための調査を行うものではなく、「コートジボワールの病の快癒を願う者が自由に発言すればよい」と大統領の考えにしたがい、国民各層の代表者百数十人による自由な意見表明の場として設定された⁽¹⁾。

和解フォーラムの議事運営の全権を握る総裁団(Directoire)⁽²⁾が開会時に提示した「議題の指針」では、発言が期待されるテーマとして、政治的問題、ガバナンス、社会的文化的問題、治安の問題、市民政策と近隣諸国関係、国際社会におけるイメージの改善という6つの問題領域に分けて、多岐にわたる論点が盛りこまれた。ただしそこで、3大政党党首と軍事政権首班の4人の主要政治家の和解やイボワール人性の問題について、何らかの解決策が必要であるとの見解が明示されていたことが重要である。

フォーラムの議事進行をとりしきった総裁団が2001年12月のフォーラム閉会時に大統領に提出した勸告決議案⁽³⁾は、「今日のコートジボワールを苛む

政治的社会的断裂の根本的な原因は、ワタラ氏の国籍をめぐる論争にある」との認識を示し、これに基づいてワタラへの国籍証明書の発給が勧告された(決議4)。またコートジボワールという国のあり方については、「非宗教性と社会性と民主主義を旨とする不可分の共和国に体现された国家空間における、平和的に共存するエトニー (ethnie) のモザイクである」との認識が示され、これに基づいて、(1)「政治勢力、市民社会、宗教界は、我が国の共同共通のヴィジョンの追究において、我が国のもつ物的、倫理的、精神的価値から国民の一体性と結束の源を汲み出すべきこと」、(2)「対話と紛争調停のための制度を共和国に設けること」、(3)「4大政治家に改めて深甚なる謝意を表明し、新たな共和国の社会協約を完成に導くべく、定期的な会談をとおして、対話と協調の努力をたゆみなく続けるよう要請する」という勧告がなされた(決議14)。これはコートジボワール社会の多元性をふまえ、そのもとで一体性を維持するべく対話と具体的なとりくみの努力を行うよう、主要政治勢力に対して求めるものであった。

国民和解フォーラムは、コートジボワールにおける和解のとりくみにとって大きく2つの意義をもった。第1はこのフォーラムをとおして、コートジボワールが直面する問題が可視化されたことである。総裁団の勧告決議案では、和解を必要としたコートジボワールの問題状況が、多元社会における寛容と共存という問題を筆頭に、農村部で激化する土地紛争にかかわる問題、司法や治安部隊の政治的な偏向の問題、民主主義の確立に向けての問題などの主要争点を網羅した包括的な像として描き出された。加えて、イボワール人性キャンペーンのなかで差別や暴力の標的となってきた外国人に関しても、彼らの生活条件に対する「真摯なる敬意が払われるべき」との指摘がなされた。勧告決議案はバゴ大統領の全面的な同意によって承認された。以上の総裁団勧告は、1990年代半ばから生じてきたイボワール人性にかかわる複合的な状況を悪弊として認識し、多元性のもとの協調を、国民に対してと同時に、とりわけ有力政治家に対して求めたものであった。これは少なくとも公式レベルにおける、あるべき国民統合像に関する言明であったといつてよ

い⁽⁴⁾。

国民和解フォーラムの第2の意義は、有力政治家間の対話再開の契機となったことである。前述のとおり、1990年代以降のコートジボワールの不安定化は有力政治家間の対立が直接の契機となったものであるため、政治的対話は和解のための必須条件をなすものであった。具体的に対話するよう要請がなされたのは、最初に後継争いを繰り広げたベディエとワタラに加え、ゲイ元軍事政権首班とバボ大統領の4人であった。バボ政権発足後、バボ以外の3人はいずれも身の安全に関する懸念から事実上の亡命生活を送っており、政治勢力間の対話が進展しない状態が続いていた⁽⁵⁾。フォーラム総裁団は亡命生活を送る3人の有力政治家に対して、身の安全を保障することを確約して説得にあたり、3人とも登壇させることに成功したのである。これをふまえて、フォーラム閉幕翌月の2002年1月には4大政治家の直接会談が実現し、次期2005年の総選挙に向けて政党政治を正常化させていくことが合意された。

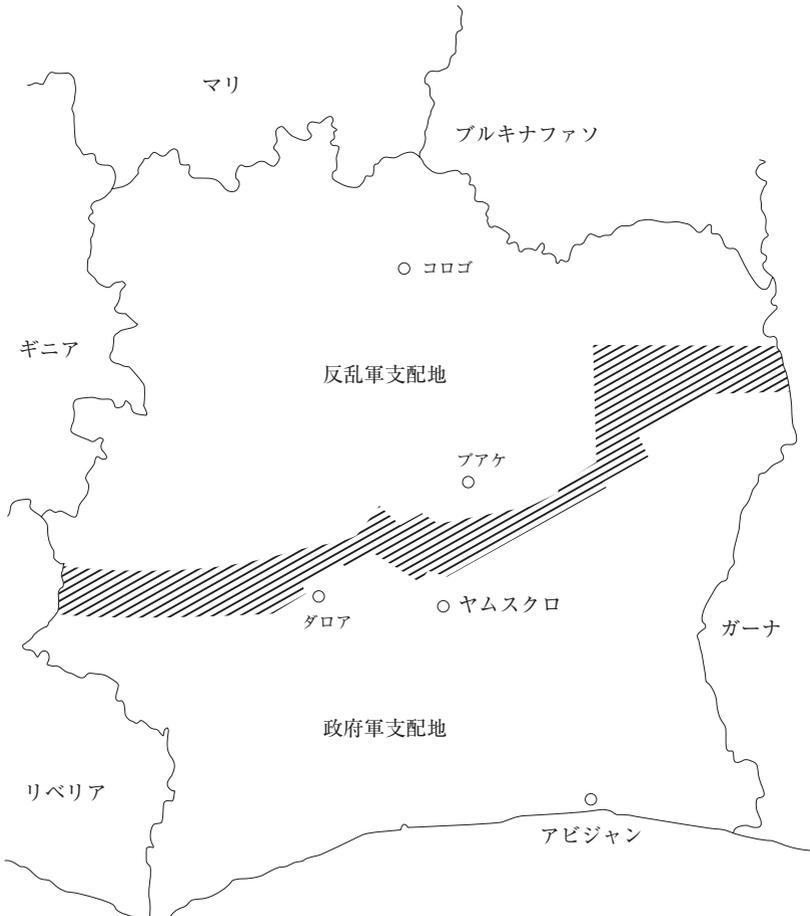
バボ政権下では2002年7月に、地方分権化の一環として新設された県議会の議員選挙が全国一斉に実施され、4大政治家が率いる勢力がすべて参加した。この選挙が平穏に終了したことは、国民和解フォーラムで糸口がつけられた有力政治家間の対話と政党政治の正常化が順調に進んでいることを示すものであった。またバボ政権は、偽造問題などで信頼性が低下していた国民身分証を新システムに切り替えることや、在留外国人の大半を占めるECOWAS出身者に対する在留許可申請に必要な手数料の引き下げなど、1990年代の暴力の温床となってきた身分証明にかかわる制度の適正化にもとりくんだ。しかしながらこのような順調な流れは、2002年9月19日の内戦勃発によって断ち切られることになった。

第2節 内戦とマルクーシ合意

コートジボワール内戦は、コートジボワール愛国運動 (Mouvement patrio-

tique de Côte d'Ivoire: MPC) ほか2勢力からなる反乱軍と、コートジボワール政府のあいだの戦闘である。この内戦は2002年9月19日のMPCIの挙兵によって始まった。挙兵以後、反乱軍は内陸部にある同国第2の都市ブアケを拠点に国土の北半分を支配下に置き⁶⁾、バボ大統領と与党FPIが率いる合法

図7-1 コートジボワール内戦期の国土の分断状況



(凡例) 斜線部が「信頼地域」。

(出所) 国連事務総長報告 (S/2006/939) 付属地図に基づき筆者作成。

政府と対峙してきた（図7-1参照）。MPCI 以外の2勢力は、やや遅れて2002年11月末にリベリア国境部に近い地域で同時に挙兵した。実質的に MPCI 傘下の勢力とみられる⁽⁷⁾。

反乱軍は、2000年10月の軍事政権崩壊に相前後して国外に逃亡していた軍人たちを中核として構成されていた。これらの軍人たちは軍事政権下でゲイ首班の親衛隊員として台頭し、その後ゲイ首班と反目するなかで国外に逃亡した者たちであった（第6章参照）。その意味でこの反乱は、軍事政権の直接の遺産といえる。そのほかに、コートジボワール国軍の現役の兵士、周辺諸国出身の傭兵、狩人⁽⁸⁾、志願した民間人など、兵士の構成は雑多であった。和平交渉が本格化してからは、MPCI の幹事長を名乗る G・ソロ（Guillaume Soro）が事実上のリーダーを務めてきた⁽⁹⁾。反乱軍3派はつねに統一行動をとり、和平合意成立以降は「新勢力」（Forces nouvelles: FN）という名の連合体として行動してきた。FN の発足以降もトップはソロが務めた。

この挙兵の目的が政権の奪取にあったことは明白だが⁽¹⁰⁾、反乱軍側の声明や要求は必ずしも一貫したものではなく、明確な政治的イデオロギーやプログラムに基づいた挙兵とはみなしがたい⁽¹¹⁾。蜂起直後からつねに和平交渉に前向きな姿勢を示し、休戦協定を総じて遵守している点も、近年のリベリアやシエラレオネの紛争でみられたようなウォーロード（warlord）的武装組織と一線を画する特徴として注目される。これらの特徴から、そもそもの目的であった政権奪取に失敗したのち、政府軍による掃討作戦の遅れに乗じて支配地を確立し、そこに立て籠もるかたちで現在に至ったというのが、内戦の展開過程の整理として妥当である⁽¹²⁾。

反乱軍と政府軍の直接の戦闘は、挙兵初日のほか、勃発翌週の政府軍によるブアケ奪還作戦、翌10月の中西部の拠点都市ダロアをめぐる攻防戦など、地理的にも時間的にも限られたいくつかのものにとどまった。早くも挙兵翌月の2002年10月中旬には最初の休戦協定が成立し、こののち、フランス軍の「ユニコーン作戦」（Opération Licorne）部隊、西アフリカ諸国経済共同体（Economic Community of West African States: ECOWAS）の派遣部隊である

「ECOWAS コートジボワール活動」(ECOWAS Mission in Côte d'Ivoire: ECOMICI), 国連 PKO が順次派遣された¹³⁾。駐留兵力はユニコーン作戦が最大時で4千数百人, ECOMICI を編入するかたちで発足した国連 PKO 「国連コートジボワール活動」(United Nations Operation in Côte d'Ivoire: UNOCI) が, 同じく最大時で約8000人(軍事要員)である。これら国際的な軍隊は, 国連安保理決議に基づき, 政府側, 反乱軍側双方の立ち入りを禁じた緩衝地帯である「信頼地域」(zone of confidence) を管理してきた。このような軍事的展開にともない, 休戦協定違反や信頼地域の侵犯の事例は散発的なものにとどまり, 両軍の戦闘はおおむね停止されることとなった。

内戦にともない, 多くの死者と国民避難民が発生したことは冒頭で述べたとおりである。治安は全土で恒常的に悪化した状況が続き, とりわけ西部地域では, リベリア人傭兵と民兵が関与した住民襲撃事件が多発することとなった¹⁴⁾。反乱軍の勢力下にある北部地域と, 政府軍支配地ながら混乱が続く西部地域を中心に, 基本的な行政サービスが長期間にわたって停止したままの状態が続いた。内戦の長期化は, 海外投資の減退, 労働環境の悪化, 流通網の麻痺などによって国民経済, さらに西アフリカ地域経済にも深刻な影響を与えることとなった¹⁵⁾。生産と労働の現場は大きな苦境に直面し, 内戦期のコートジボワール経済はほぼゼロ成長の低迷を続けることとなった。

ただ, そのことをふまえたうえで経済面で留意しておくべきことは, 同国では, 近年に激しい内戦を経験した近隣のリベリアやシエラレオネでみられたような, 経済の極度のマイナス成長がみられなかったことである¹⁶⁾。同国の経済は輸出に大きく依存しているが, 輸出総額は内戦下でむしろ増加が観察された¹⁷⁾。このような経済実績と内戦の因果関係についてここで踏みこんだ考察はできないものの, 政府側が実効支配を続ける国土南半に主要輸産品の生産地が広く残されていたことと, 戦闘によるインフラの破壊が比較的軽微だったという戦況の観察に照らし合わせると, 経済の基軸部門がマクロ的にみて一定の定常性をもって継続しえた様子をここに読みとることは可能であろう¹⁸⁾。

伝統的な主力産品であるココア、木材、コーヒーは、いずれも気候帯上、国土南半を主産地とするものである。政府側は海岸線をすべて掌握し、沖合の油田、事実上の首都であり、かつ最大港でもあるアビジャン、南西部の熱帯産品積み出し港であるサンペドロも押さえた。内戦下での経済の定常性は、国土南半部を国民経済の中軸とする「ココア共和国」的な状況の直接の反映ともいえるものである。

さてこの内戦では、勃発直後から、ECOWAS、アフリカ連合(AU)、国連、フランスが中心となって和平仲介が精力的に行われてきた。その結果として、内戦勃発から4カ月後の2003年1月下旬に、フランスの仲介のもとで開催された円卓会議で締結されたのがマルクーシ合意である。この円卓会議は、3派すべての反乱軍とコートジボワールの3大政党であるFPI、PDCI、共和連合(RDR)のほか、国民議会に議席を有する4つの小政党¹⁹⁾の代表を集めて開催されたもので、マルクーシ合意にはこの全勢力が署名した。コートジボワール政府の代表が署名しなかった点が特徴であるが、この点については後述する。

マルクーシ合意は本文と付属議定書からなり、本文部分において、挙国一致内閣のもとで内戦終結のために必要とされた政治プログラムを履行し、2005年10月に総選挙を実施するという和平の基本的枠組みを設定するものだった。整備されるべき法制度などは付属議定書に明記されており、これが挙国一致内閣がとりくむべき政治プログラムを構成している。政治プログラムは、①国籍、アイデンティティ、外国人の状況、②選挙制度、③共和国大統領の被選挙権、④土地制度、⑤メディア、⑥人間の権利と自由、⑦社会再統合、武装解除、動員解除(いわゆるDDR)、⑧経済の再建と社会の結合の必要性、の8項目からなる。ここではこれらの項目すべてについて詳述する紙幅がないが、内戦が直接にもたらした問題(上記⑦⑧)だけでなく、1990年代後半から続く社会的、政治的な対立を念頭に置いた①③④、民主化にかかわる②⑤⑥などが盛りこまれている点が特徴である²⁰⁾。

コートジボワール紛争の和平プロセスは、このように軍事的当事者ではな

く政治勢力間の交渉として展開されることとなったのだが、それは紛争の背景に関する共有認識とも関係を有している。マルクーシ合意で挙国一致内閣がとりくむべき課題の筆頭に挙げられたのは、いまみたとおり、①国籍、アイデンティティ、外国人の状況、②選挙制度、③共和国大統領の被選挙権であった。このことは、民族問題の政治化と個別同定制度にかかわるかたちで展開されてきた1990年代半ば以降の政党間対立がこの紛争の背景にあるとの認識を如実に反映したものであった。マルクーシ合意はこの点を確実にとらえたうえで、改善に向けた主たる当事者である政治家たちに履行する責任を迫ったのだった。

マルクーシ合意の上述①の条項では、「個別同定手続きの不たしかさと遅れ、ならびに治安検問で発生している逸脱」が問題として明記され、さらに「もっぱら外国人が被害者となった、人間の権利と尊厳に反する行政と治安諸部隊によるハラスメントが、個別同定に関する諸措置の隘路から生じた」と断言している（付属議定書第1章の2ならびに3）。さらに②の条項は、「本人確認と有権者ファイルの作成における不偏不党性の保障」を挙国一致内閣に義務づけた（同第Ⅱ章の1）。また③の条項では、両親ともに生まれながらのイボワール人であることを求める大統領の被選挙資格を、「両親のいずれかが生まれながらのイボワール人」に緩和する方針が示された（同第Ⅲ章の1）。このようにコートジボワール紛争の和平プロセスは、イボワール人性をめぐる問題の清算を主要課題としてとりくまれることになったのである²¹⁾。

第3節 憲法と和平合意のはざま

2007年にワガドゥグ合意が締結されるまでの4年間にわたるマルクーシ・プロセスが停滞の4年間であり、その主たる理由がバボ大統領の抵抗にあったことは冒頭で述べたとおりである。マルクーシ合意とバボ政権の抵抗姿勢のあいだには二重の意味で密接な関係がある。ひとつには、マルクーシ合意

はバボ大統領の合法的権限を縮小させ、きたるべき選挙での再選可能性を低下させかねない内容を含んでいた。バボ大統領の抵抗姿勢は、マルクーシ合意のこのような内容に対する反応として説明が可能である。もうひとつの意味としては、マルクーシ合意の枠組みそのものにバボ大統領の抵抗戦術を可能にする条件が内在していたということである。以下この点について順次検討していくが、本節ではまず、和平合意と憲法の関係性についてみることにしたい。

そもそもバボ大統領は内戦勃発当初から、反乱軍を非憲法的な手段によって権力奪取を試みた「侵略者」(assailants)と断じ、対等な立場に立った和平交渉に対して難色を示してきた。これは合法政権としてある意味で当然の見地といえるし、現に内戦勃発後最初に開催されたECOWASの緊急首脳会談(2002年9月29日)でも、バボ政権が正統政権であることとその根拠となる憲法の権威が確認されている²²⁾。しかし、一般的にいえば、内戦の和平交渉は合法的権威と適法でない武装集団のあいだの対話なしには進展しないものであり、この現実的な要請の前に、国家主権や憲法秩序の至上性という原理はさしあたり脇に置かれねばならないところがある。

原理に基づく論理と現実の要請のせめぎ合いはマルクーシ合意に明確に読みとることができる。まずマルクーシ合意は、前述のとおり、コートジボワール政府を署名当事者に含めていない。その代わり、マルクーシ円卓会議終了翌日からフランス大統領、国連事務総長、AU議長が共同議長を務める首脳会議(通称「クレベール会談」²³⁾)が別途パリで開催され、この席でバボ大統領がマルクーシ合意を受け入れる旨の意志表明を行った。これがコートジボワール政府の同合意へのコミットメントの根拠となっている。この手続きは反乱軍との直接対話を拒む大統領の姿勢に配慮してふまれたものである。

マルクーシ合意が定める制度的手続きにも工夫がみられる。署名全組織の権力分掌体制である挙国一致内閣には、当然ながら反乱軍も参加した²⁴⁾。ただ挙国一致内閣はプログラム実施に関連する法律を単独では決定できず、法案を国民議会に付議しなければならない。これはプログラムの大半について、

政令 (décret) ではなく、法 (loi) の改正が必要だと明記されているためである。当時の国民議会は、大統領が率いる与党 FPI が最大勢力を占めており、国民議会議長ポストも FPI が保持していた。これは大統領が率いる政党に一定の発言権を確保するものであり、大統領側への政治的配慮という意味合いが強い。

だが、こういった政治的配慮が散りばめられているとはいえ、マルクーシ合意はその本質において、大統領がもつ合法的な権限に一定の制限を付すものであった。現行憲法である第2共和制憲法では、大統領は「執政権の排他的な保持者」(第41条)と明記され、首相をはじめとする閣僚の任免、閣議の主宰、官僚や軍人の任免、全軍の最高司令権、恩赦などさまざまな権限を有する。片や首相は、大統領の承認なしに閣僚を任命することができず、その役割は内閣の活動を「促進し (anime), 調整する (coordonne)」(同) ことに限定されたのである。

これに対してマルクーシ合意のもとでは、挙国一致内閣の首相の選任には署名全組織の一致した承認が求められるほか、管轄やポスト数も署名組織間で協議のうえ分配されることとなっており、大統領は閣僚の任免権を事実上喪失することとなった²⁵。また挙国一致内閣が、「憲法に定められた権限委任の適用により、任務の完遂に必要な執政上の特権 (prérogatives de l'exécutif) を有する」ことも合意に明記されており (マルクーシ合意本文第3段落の e), これは大統領に対して権限の委譲を求めるものであった²⁶。また内閣における首相の役割についても、明らかに憲法での文言よりも強いイニシアチブを示す「指揮」(diriger) という表現がとられた (同 c)。さらに同合意では、軍隊の再編や現存する武装勢力の統合 (同 f, g) も挙国一致内閣の任務として言及されたが、これは軍高官の任免権と全軍最高司令権をもつ大統領の権限に踏みこむものであった。

以上のことから、一面では憲法の至上性への配慮を示し、それに則った手続きを支持しながら、他方では政治的合意を根拠にして憲法の規定に一定の修正を加えるという、マルクーシ合意のもつ曖昧な二重性とでもいうべき

性格が浮き彫りになる²⁷⁾。

もちろんそれは、原理への配慮と現実の要請の兼ね合いを模索するなかでやむなく得られたひとつの結論ではあったといえる。しかし、結果的には、この二重性がバボ大統領に抵抗の契機を与えることとなったのである。

クレベール会談後の記者会見でバボ大統領は次のように明言した。「戦争から抜け出す2つの道がある。戦争をして軍事的に勝つか、勝たない場合に話し合って妥協するかだ。私は戦争に勝たなかった。だから、私がとれる道は話し合って妥協することだった。これからアビジャンに帰って、私は勝たなかったと国民にいうつもりだ」(2003年1月26日)。これは戦闘継続を断念し、和平合意を受諾する意志の明確な表明として受けとれるものであった。

しかし、この翌日にアビジャンに戻ったバボ大統領は、その日のうちに行うはずだった国民向けの演説を延期し続けた。11日後(2003年2月7日)にようやく開催された演説でバボ大統領は、マルクーシ合意の「精神は認める」としながらも、同合意には「いくつかの矛盾」があると指摘し、「矛盾に突きあたったときには常に憲法に立ち戻るべき」だとの見解を表明したのである。この見解は、政治的合意を憲法に優越させるというマルクーシ合意の明文化されざる本質——むしろこれこそが同合意の「精神」といえる——に真っ向から対立するものであった。以後、マルクーシ合意の履行に対するサボタージュは、つねに、憲法に照らしての大統領の合法的権限の行使という名目のもとに正当化されていくことになったのである。

さて、このような姿勢を結果として招くことになったマルクーシ合意には、制度としての欠陥があったと考えるべきなのだろうか。そもそも、和平合意というものは、激しい紛争によって国内の秩序が混乱した状況下で、既存の憲法に代わって、憲法規範に相当するものを創出する機能を担うことが期待されている(篠田 2003, 73-76)。その意味で和平合意は、原理的にいって、憲法との代替もしくは補完関係の質が問われざるをえないものといえ、そこには既存の憲法との整合性をめぐる論争が潜在的にはらまれていると考えることができる。すなわち、二重性を梃子にしたサボタージュ戦術をひきおこ

す可能性そのものは、マルクーシ合意にとどまらず、和平合意一般について指摘しうるものといえるだろう。

ただ、あらゆる和平合意が既存の憲法を盾にしたサボタージュに直面してきたかといえば、そうではないだろう。マルクーシ・プロセスにおいてこのような事態が生じてきたことには、合意そのもの以外の条件がかかわっているとみておいてよからう。

コートジボワールの場合、早期に戦闘が落ち着き、国際的な監視のもとに政府側、反乱軍側の支配地が確定されたことが見逃せない。これにより政府側は、前節での経済情勢の検討から示唆される一定の財政基盤を確保しつつ、実効支配を続けることが可能になった。このことは、領土こそ分断されたものの国家の連続性が実態的に維持されたことを意味しており、既存憲法の優位性を謳うバボ大統領の主張を結果として裏書きすることになったといえる。この意味では、南北分断の固定化という地政学上の特質のあり方が、和平合意に本来的に含まれる二重性を強く浮き彫りにする結果をもたらしたともいえるだろう。

第4節 抵抗戦術の手段・資源・実態

つぎに本節では、バボ大統領の抵抗戦術の様子を具体的にみておきたい。バボ政権の抵抗戦術は、政治プログラムの実施を担当する挙国一致内閣の活動を妨げることと、国民議会をとおして政治プログラムを骨抜きにすることの両面から追求された。

挙国一致内閣の発足から1年後の2004年3月に発出された野党4党(PDCI, RDRのほか2党)と反乱軍3派の共同声明では、公務員の不服従がきわめて高いレベルにあるため、FPI以外の閣僚が独自に省庁運営を行うのがきわめて困難であることが訴えられた(*EIU Country Report*, June 2004, 16)。このことは、バボ大統領が和平プロセス下でも、省庁や国营企業を自派の高

官によって実質的に支配し続けたことを物語っている。また、この共同声明では、行政運営の監督にあたる行政監督局 (Inspection générale d'Etat) と法律の合憲性を判断する憲法委員会 (Conseil constitutionnel) が、いずれも政治任用によってバボ派の意向に沿う編成になっていることも指摘された。

バボはマルクーシ・プロセスの要となる国民議会に対しても影響力を行使することに成功した。2004年に入ってようやく国民議会に法案が付議されるようになると、その大半は内閣に差し戻されるか、重要な内容が骨抜きにされたかたちで可決されるかという運命をたどったのである。なお、国民議会の議席の過半数を獲得していたわけではないFPIがこのように主導権を握りえたしくみは現時点でははっきりしないところがあるが、バボ政権の中樞を形成する最重要人物であったM・クリバリ (Mamadou Koulibaly) とバボ大統領夫人のシモーヌ・バボ (Simone Gbagbo、以下シモーヌ) が、それぞれ国民議会議長、FPI国民議会議員団団長として活発に活動していたことによるのではないかと推測される。

バボ大統領側が制度的手続きのプロセスをこのように完全に支配したため、野党と反乱軍が自らの意向をマルクーシ・プロセスに反映させることは困難であった。このため野党と反乱軍にできることは閣議のボイコット、共同声明、デモなどしかなかった。2004年3月には、PDCI、RDRを含む野党4党によってマルクーシ合意の推進を求める大デモが計画されたが、バボ大統領は治安部隊を投入してこれを弾圧した²⁸⁾。この弾圧には、「愛国青年」(jeunes patriotes) と呼ばれるバボ支持派の民兵も参加した。「愛国青年」はこの事件のほかにも、蝟集して野党と反乱軍の閣僚を威圧したり、野党系の新聞社に襲撃をかけたりするなど、合意推進派を萎縮させるような行動を展開してきた²⁹⁾。

このように合意の履行を組織的に遅滞させる一方で、バボ大統領側は2004年11月になって、反乱軍側が武装解除を拒否していることを理由に停戦協定を一方的に破棄し、反乱軍の拠点に爆撃を行ってもいる。この戦闘で使われた航空機は、内戦勃発後にパイロット(傭兵)とともに急遽調達されたもの

であった。

以上のようにバボ大統領は、マルクーシ・プロセス下でも国家的な意思決定過程をほぼ完全に掌握し、合意の履行を遅らせることに成功してきた。FPIは与党ではあるが、国民議会では過半数に満たず、挙国一致内閣でも41ポスト中10ポストしか配分されていないので、これは一党制期や一党優位制におけるような数による支配ではない。支配の鍵は、国家機構の要衝となる幹部ポストへの任免権をバボ大統領が保持していたことにあった。そしてこの任命権が憲法によって根拠づけられたものであることはいうまでもない。

抵抗戦術の重要な資源である暴力についてもふれておきたい。2004年3月の野党勢力に対する弾圧は、治安維持という観点から正当化される域を逸脱したものであり、大統領側の政治的意向を受けた活動だといえる。このことは、治安部隊（国軍、警察、憲兵隊）が政権の意向に忠実な集団であることを物語っている³⁰。また、民兵も大きな役割を果たしていた。民兵は反仏的なデモや暴動を起こしたり、UNOCI部隊に対する挑発攻撃などを行ったりすることで、国際的仲介者がバボ大統領に対して圧力をかけることを牽制した³¹。

暴力はまた大統領派の内部にも向けられた。4年以上にわたり抵抗戦術が一貫して保持されてきたことは、大統領を中心とする政権中枢が強く結束していることの端的な現れであった。政権中枢として名前が挙げられてきたのは、前述のシモーヌ、クリバリのほか、P・ボフン・ブアブレ（Paul Bohoun Bouabré）経済財政相、B・カデ（Bertin Kadet）国防担当大統領顧問、シモーヌに近い宗教者M・コレ師（pastor Moise Koré）である。この政権中枢は、抵抗戦術に消極的とみなされた幹部を随時排除することによって維持されていた。2004年11月には、バボ政権成立以来忠実にしたがってきた参謀総長が解任された。この参謀総長は解任後すぐ亡命状態に入っている³²。さらに2005年6月には、開戦以来、国軍の公式発表を行ってきた軍報道官の大佐が解任されたが、この大佐は解任翌週に国軍兵士から暴行を受け、重傷を負っている。大統領の政権中枢が暴力的な手法も使いつつ、強硬路線を維持でき

ない者を排除しながら強固な結束を維持してきた様子がみてとれる。外部（野党と反乱軍）と内部（政権中枢）に対する暴力は、抵抗姿勢を支える重要な手法であったことがわかる。

つぎに、バボ大統領の抵抗の直接の対象であった政策プログラムの内容に着目して分析を加えていきたい。その焦点となったのは、大統領の被選挙権に関する現行憲法第35条の規定の一部を改正すべしという提案であった（上記③の項目である「共和国大統領の被選挙権」）。憲法第35条の導入の経緯とそこにまつわる政治的な問題性は、すでに先行する章で述べたので詳しくは繰り返さないが、この条文は1990年代半ば以降の政治対立のなかで、ワタラRDR党首を大統領選挙から排除するための政治的道具として活用され、さらに「生粋のイボワール人」による統治を正当化する思想とも結びついて、排外主義や差別的暴力を蔓延させる背景をつくっていたものである。

現行憲法第35条は大統領選挙に出馬するための条件として、本人が「生まれながらのイボワール人」であることに加え、「生まれながらのイボワール人である父と母のもとに生まれた」ことを明記している。これに対して、付属議定書第3章1条は、両親の国籍要件を「生まれながらにイボワール人である父か母のもとに生まれた」ことに改正するべきであるとの提案を行っていた。マルクーシ合意での改正提案は、1990年代に導入されたこの排他的規定の廃止を勧告しているに等しく、ワタラの大統領選挙への立候補を認めるべきだという提案と事実上同義であった³³。この提案は、もし実現された場合、1990年代以降、大統領選挙から排除されてきたワタラの出馬を可能にするものとして、マルクーシ合意の政治プログラムのなかでもとりわけ注目されるものだった。

憲法第35条の改正提案に関してバボ大統領は、憲法規定を盾にとって抵抗を続けた。現行憲法は、大統領の権限にかかわる条項の改正は国民投票による承認が必要だと謳っている（第126条）。有権者登録そのものが和平プロセスの重要課題のひとつとなっている現状では、選挙以前に国民投票を実施するのは困難であり、よって第35条の改正も不可能であるというのがバボ大統

領側の主張であった。また、領土の一体性に危機が生じている状況ではいかなる憲法改正手続きを開始してはならないとする憲法第127条の規定も主張の論拠とされた。

国民投票の開催が事実上不可能ということは、第35条改正提案がはらむ重大な問題点として当初から指摘されていた(Bois de Gaudusson 2003)が、2005年3月から6月にかけてのT・ムベキ(Thabo Mbeki)南アフリカ大統領を仲介者とするAU調停によって、憲法第48条に謳われた大統領の非常大権を行使することによって改正するという提案が示され、バボ大統領もこの提案を受け入れた。しかし、これを受けて公表された大統領令の素案は、非常大権に基づく第35条の改正と抱き合わせにするかたちで、選挙実施に関する実務を、権力分掌体制で運営されている独立選挙管理委員会(Commission électorale indépendante: CEI)ではなく、国立統計研究所(Institut national de la statistique: INS)に担わせるとする計画を含むものだった。当時のINSは、多くの国立の機関と同様、バボ大統領の支持者が幹部を独占していた。野党と反乱軍側が、CEIが選挙実務を統括することを謳ったマルクーシ合意に反するとしてこの提案を拒絶したことにより、第35条改正は頓挫することとなった。

第35条改正問題をめぐるこのようなバボ大統領の対応は、まずワタラの排除を追求し、それが不可能ならば、その代わりに選挙プロセスに対する影響力を確保することをねらうというものであった。ここには自らの再選可能性を高めようとする戦術が明確にみとれるが、これは、ワタラが出馬した場合、自らの再選が危機に晒されかねないとの懸念をバボ大統領が抱いていたことを意味している。つまり、この当時バボ大統領は、きたるべき選挙で自らがやすやすと当選を果たせるとは考えていなかったのである。

この情勢認識は、過去の選挙結果に照らして領けるものである。もともとバボは、ゲイ將軍の政治的eworkがもたらした、かなり特殊な条件のもとで大統領に当選した(第5章参照)。民族的には中西部のベテとディダ(Dida)から支持される傾向がある(大統領自身はベテ)が、両民族合わせても人口規

模は国民の20%に満たず、民族動員に訴えても当選を確実にするには至らない。以上の点は、十分な支持基盤をもたない現職大統領の次期選挙に対する怖れが、マルクーシ・プロセスを停滞させている重要な背景であることを明示していた。バボ大統領は、自らの再選可能性を低下させかねないものとして、合意の履行に執拗に抵抗したのだった。

第5節 3者鼎立状態

ただ、バボ大統領のこのような姿勢は、1990年代半ば以降のコートジボワール政治に根づいた政治対立の構造からも光をあてられなければならない。実のところバボ大統領の抵抗姿勢は、内戦下で初めて現れた「オリジナル」なものというよりは、先行した歴代政権にもみられたパターン化された振る舞いとしての側面が見出せるからである。

この点を論ずるためにはまず、バボ、ベディエ、ワタラの3大政治家が、誰ひとりとしてライバルに対して明確な優位を確立していなかったことを改めて確認する必要がある。バボについては前節で検討したとおりである。PDCIのベディエ党首は、存命する唯一の元大統領（在任1993年12月～1999年12月）でもあり、その当時もPDCIの最も有力なリーダーであった。しかしベディエは、大統領に就任した当時から党内の支持基盤が十分でなく、1995年の大統領選挙での「圧勝」も、ベディエからの執拗な圧力に屈したワタラが立候補を断念し、バボもベディエ政権の選挙運営に抗議してボイコットした状況を利してのものだった。ベディエは、クーデタによって国外亡命生活に入ってから、PDCIの危機管理委員会から早々に党首職の「休職」を宣言されたほか、2000年10月の民政移管のための大統領選挙を控えた党内候補者指名選挙でも党ナンバーツの元内相の次点に甘んじている。バボ政権の成立後に政界への復帰を果たしたものの、かつてより支持基盤が強化されたことを示す材料は見当たらなかった。民族的には人口上の最大民族であるバ

ウレの支持を得ているとされるが、パウレの人口規模も国民の20%程度ではない。

つぎにRDRのワタラであるが、前述のとおり1995年、2000年とも大統領選挙に出馬しておらず、彼自身の選挙での実力は未知数のままであった。彼が率いるRDRは、1995年の国民議会選挙ではFPIをやや上回る結果を残した（2000年の国民議会選挙はボイコットした）。また、2001年3月に実施されたコミューン選挙では、結果が確定した全195コミューンのうち64コミューンで勝利を収め、PDCI（59コミューン）、FPI（33コミューン）を上回った（第6章第4節参照）。このときの全国での得票率は27%であった。2002年7月の県（département）・特別区（district）の議会選挙では、全国58選挙区（56県と2特別区）のうち10選挙区でしか勝利できず、FPI、PDCI（ともに18選挙区で勝利）に敗北したが、この時の全国での得票率もほぼ27%であった。

これらのことから、ワタラはこれらの地方選の結果に近い得票は得られるであろうとの推測が成り立つものの、ほかの2人に対して圧倒的な優位を占めるには至らないことがわかる。ワタラは、植民地化以前に北部地域に版図をもった王国の末裔であり、北部一帯の民族、とりわけジュラのあいだで強い支持基盤をもつとされた。しかし、ほかの2人と同様、ジュラの人口規模もそれほど大きくはない⁸⁴。

このようにコートジボワール政治の中心を占める3大政治家は、勢力の面でほぼ互角の3者鼎立の状態をかたちづくっていた。ベディエとワタラの対立はウフェ初代大統領の後継争いから生じてきたものであった。これに民主化運動のなかから登場したバボを加えた3者が複数政党制のもとで相争うことで形成されたのが、この当時の3者鼎立状態であった。この意味でこの3者鼎立状態は、第5章と第6章で論じてきた局面転換の帰結として生じた多極的な対立構図の新たな形態として立ち現れたものと位置づけられる。

3者鼎立状態は、半ば構造化されたかたちで維持されてきた。むろん、ここで構造化という表現を使うものの、各人が率いる3つの政党からなるシステムができ上がっていると見立てるのはあまり適切ではない。各党とも基本

的には、リーダーを補佐するエリートの供給源と選挙での動員機関としての機能がおもであって、どちらかといえばリーダーに従属する組織としての性格を強くもつものであった³⁵⁾。したがって、ここには3党からなる政党システムの体裁が外見上みられはしたものの³⁶⁾、極を構成する単位として重要なのは、党よりもバボ、ワタラ、ベディエという具体的な人物たちであった。その意味で3者鼎立状態は、政党システムというより、エリートの付置状況としての性格を強くもっていた。

ここで構造化という表現を使うことのねらいは、1990年代半ばからこの当時に至るまで、3人の異なる現職大統領（ベディエ、正式には大統領ではないがゲイ軍事政権首班、バボ）が同じく、3者のいずれかを排除しようとする戦略を追求してきたことに注目してのことである。1995年当時の現職であるベディエはワタラを、2000年当時の現職であるゲイはベディエとワタラをそれぞれ排除した。そして次期選挙を見据えてバボ現大統領は、第35条の改正提案に抵抗するかたちでワタラを排除する可能性を模索した。3者の想定される選挙での実力をふまえたとき、これは再選を果たすための最も確実な手段であったといえるかもしれない。いずれにせよ、選挙からの事前排除策が、与件として動かし難いエリートの付置状況に即応するかたちで編み出された、パターン化された行動であることは間違いがない。

すでに述べたとおり、憲法第35条ならびにその前身である1994年選挙法は、ワタラをターゲットとした事前排除策の手段として導入され、維持されてきたものであった。つまりこの制度は、3者鼎立状態がもたらしうる選挙結果の不確実性を少しでも低下させようという意図に沿って設計されたものとしての側面をもつものであった。その意味ではバボ大統領の抵抗姿勢は、再選を確実にしたいという本人の動機に基づくのみならず、1990年代以降の政治史に埋めこまれた構造に由来する、パターン化された行動としても理解することが可能となる。

言い換えると、この時点では和平合意の履行という具体的なプロセスにおけるバボ大統領の姿勢が問題になったものの、彼の振る舞いは、1995年のべ

ディエと2000年のゲイを加えた3重の透かしのなかで、コートジボワール政治における遺産の問題としてもとらえられねばならないものであった。この意味において、マルクーシ合意の履行の遅れは、過去の歴史の写し画として立ち現れたものといえる。

したがってマルクーシ・プロセスは、1990年代以降のコートジボワール政治史にとっての主要課題である民主化と政治的安定性について、次のような意味を有していたことになる。まず、マルクーシ合意における憲法第35条の改正提案が、1990年代半ば以降の3者鼎立状態のなかで編み出されてきた権力闘争のゲームのルールを書き換えるものであることは明瞭であった。第35条の改正提案は、事前排除策を放棄して、3人全員が揃って同じ選挙に臨むべしという選挙像を提示しているものにほかならなかったからである。

「競争と参加」という観念に照らせば、これが一定の「前進」と評価されるものであったことは間違いない。この意味でマルクーシ・プロセスは、民主化に関する一定の肯定的な意義をもつものではあった。しかしながら、この当時の時点で3者それぞれがもっていたであろう勢力の目算に基づくかぎり、この「前進」した選挙が仮に実施された場合、その結果がかなり伯仲したものになることは十分に予想された。つまり、内戦終結を画するはずの選挙そのものが、選挙の実施や結果受け入れをめぐる新たな混乱をひきおこす可能性はきわめて高かったのである。この意味でマルクーシ・プロセスは、民主化に関して一定の意義を有していたとはいえ、政治的安定との両立に関しては実効性が期待できる策を欠いたものであったといえる。

バボ大統領は必ずしもこのような安定性に関する考慮から合意の履行を妨げていたわけではないだろう。しかし、以上の考察からはっきりとわかることは、マルクーシ・プロセスの停滞が、有力候補者の事前排除なしには調停が困難という、1990年代以降の政治構造に定着した問題の根深さを図らずも照らし出していたことである。中期的な政治対立の調停を担われたことが、マルクーシ・プロセスの停滞をもたらした重要な——ある意味で本質的な——要因であったことはたしかである。

さて、このような状況によってマルクーシ・プロセスは著しく停滞することになった。これにより、当初の選挙期日とされた2005年10月に選挙を実施できず、大統領の任期が切れてしまうという事態が生じた。権力の空白を防ぐために、ECOWAS、AUの勧告をふまえた安保理決議1633（2005年10月21日）によって、バボ大統領の任期を1年延長することが国際的に承認され、2006年10月が新たな選挙期日として設定された。しかし、この新たな1年間でも政治プログラムは十分に履行されず、結局、国連安保理決議1721（2006年11月1日）によって再度大統領の任期が1年延長されることとなった。しかし、安保理決議の翌日にバボは、またしても「合意の中で憲法に合致しないものは履行されないだろう」という従来からの見解を繰り返したのである。停滞をもたらしてきた根本的な条件はまったく変わっておらず、マルクーシ・プロセスが完全に暗礁に乗り上げていることがここで明らかになった。

この流れのなかでバボ大統領が、これまで拒んできた反乱軍側との直接対話を行う案を提示した。野党と反乱軍もこれに賛同し、B・コンパオレ（Blaise Compaoré）ブルキナファソ大統領を仲介者とする、バボ大統領とソロ新勢力（FN）幹事長の直接対話が行われた。その成果が2007年3月4日に締結されたワガドゥグ合意である。ワガドゥグ合意はマルクーシ・プロセスの問題点をふまえ、国土再統一、行政要員の再配置、治安部門改革、選挙の実施を主要4課題として整理し、それぞれについて具体的な解決策とスケジュールを明記した。

さらにワガドゥグ合意は、移行期の国家運営に関する意思決定機構を一変させたところに重要な意義をもった。ワガドゥグ合意は、バボ大統領、FNのソロ幹事長（本合意に基づき首相に就任）、仲介者であるコンパオレ・ブルキナファソ大統領の3者合意であり、バボの政治的主導権を再確認する性格を有していた（佐藤 2010）。政治的主導権が挙国一致首相にあるマルクーシ合意の枠組みへの反発がバボ大統領側の非妥協的姿勢の背景にあったことをふまえ、バボ大統領側の不安感を払拭したところに同合意の最大の意義があったといえる。また、ソロ幹事長は挙国一致内閣の首相に就任することとな

った。すなわち、政権側と反乱軍側のトップによる権力分掌体制が確立されたのである。

ワガドゥグ合意の締結によりバボ大統領は、一転して和平プロセスに協力的な姿勢に転じた。そのことはバボ大統領が、2007年7月に内戦勃発後初めて反乱軍の本拠地であるブアケを訪問し、アフリカ諸国首脳の臨席のもと、「平和の火」で武器を燃やすセレモニーを行ったことに象徴的に表れている。これに応答するかたちでソコ幹事長も、2007年10月にバボ大統領の地元である中西部の都市ガニョア訪問を果たした。ワガドゥグ合意での要請を受け、政府軍と反乱軍の緩衝地帯として設定されていた信頼地域が2007年5月から順次撤廃され、2002年9月以来南北に分断されてきた国土の再統一が進められた（国土再統一は2008年7月に完了した）。これにともない、反乱軍支配地への知事や行政官などの行政要員の再配置が急ピッチで進められた。治安状況も全般的に改善され、フランスのユニコーン部隊の兵力も2007年8月までに約1000人の規模にまで縮小された。このようにワガドゥグ合意を契機として、コートジボワール内戦がよいよ「終わりの始まり」の段階に入った。

第6節 技術的不備と政党間対立——有権者登録の難航

ワガドゥグ合意成立後にこのように事態が大きく改善したことにより、残された大きな課題は治安部門改革と選挙の実施の2つとなった。本章冒頭で言及したとおり、治安部門改革は軍事政権期から続いてきた軍事的秩序の混乱にかかわる問題であり、和平プロセスの大きな柱のひとつであったが、コートジボワールの長期の国家形成史に焦点をあてる本研究の関心とはやや外れるため、ここでは簡単にふれるにとどめる。治安部門改革の具体的な焦点は、和平プロセスが長期化するあいだに膨れ上がった旧反乱軍・バボ政権側民兵の武装解除・動員解除・社会再統合（DDR）と、旧反乱軍と政府側治安部隊の統合・再編であった。ワガドゥグ合意の当初の定めでは、これらの

課題は選挙実施までに完了しているべきものとされていたが、武力の均衡を崩しかねない課題であったことからバボ政権、旧反乱軍とも推進には消極的であった。このような利害の一致をふまえ、これらの課題を選挙実施後に先送りすることが2008年12月に合意された（ワガドゥグ合意第4追加合意）⁵⁷⁾。

これにより、和平プロセスの主要課題は選挙の実施に絞られることとなった。選挙の実施は有権者登録という国民の個別同定の作業をとまなうことから、1990年代以降問題となってきたイボワール人性をめぐる問題と深く関連している。以下本節では、ワガドゥグ合意成立以前に遡りながら、この課題の進展状況について論じることしたい。

コートジボワールの有権者登録制度は1990年代から大きな政治的焦点になってきた（詳細は佐藤（2012）を参照）。コートジボワールの選挙法では、満18才以上の国籍保有者が有権者たる資格を有するが、投票権を行使するには有権者登録が必要である。有権者登録は居住地のある選挙区に対して行い、登録後に交付される有権者証（carte d'électeur）が投票所での本人確認書類となる。有権者登録には、身元証明書類として国民証（Carte nationale d'identité）が必要だが、国民証はあらかじめ、役場で発行された出生証明書と国籍証明書を添えて申請・取得しておかねばならない⁵⁸⁾。また、出生証明書の交付を受ける前提として、出生届が出されてある——当地の正確な呼称では「民籍登記」（registre d'état civil）がしてある——必要があることはもちろんである。整理すると、コートジボワールにおいて投票権を行使するには、事前に①民籍登記→②出生証明書（+国籍証明書）→③国民証→④有権者登録→⑤有権者証の交付という5段階の手続きが満たされていなければならない。

平時ですらかなり大がかりなこの作業は、内戦期につけ加わった新しい要因によってさらに困難なものとなっていた。まず、偽造国民証問題への対応策として実施中だった新国民証への切り替え作業が中断され、300万人あまりが未交付のままとなっていた⁵⁹⁾。いくつかの地域では戦火によって、有権者登録にかかわる各種申請の基礎となる民籍登記簿が毀損・消失した。また、反乱軍の支配下に入った中部・北部・西部地域（通称、CNO地域）は、登録

事務を担当する関連の行政サービスが停止していた⁴⁰⁾。

選挙を実施するうえでは、これらの問題をどう処理するかが大きな焦点となった。野党と反乱軍は、国民の個別同定作業と国民証の交付の問題を解決してから有権者登録を行うべきだとスタンスをとった。他方バボ大統領側は、個別同定の問題は長期的とりくみを要するため先送りにし、前回選挙での有権者名簿に、新たに有権者年齢に達した者（すなわちすでに国民証をもっている者のみ）の追加だけを行い、速やかに選挙を実施するべきだというスタンスをとった⁴¹⁾。和平合意の精神に忠実なのは野党・反乱軍側の主張の方であり、国連、アフリカ連合（AU）、西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）などの外部の仲介者も支持していた。ただ、挙国一致内閣の機能不全に加え、ワタラの立候補資格に関する政治的合意の成立（上記③の履行）までにも時間を要したため、当初選挙が予定された2005年10月になっても、有権者登録をめぐる具体的なとりくみはなされないままだった⁴²⁾。

有権者登録の問題は、2005年12月に挙国一致内閣首相に就任したC・コナン・パニ（Charles Konan Banny、以下パニ）のイニシアチブのもとで具体的に進展し始めた。与野党の主導権争いで長らく機能を停止していた独立選挙管理委員会（CEI）の再建（2006年2月）と、出張法廷（audiences foraines）方式の採用がパニの成果である。出張法廷とは、判事を地方に派遣し、民籍登記簿が消失した者を対象に、村人からの聴聞によって該当者の出生の事実を認定し、出生証明書の代替文書——「出生証明充当判決書」（jugements supplétifs d'actes de naissance）——を交付するものである⁴³⁾。2006年5月には、反乱軍支配地、緩衝地帯、政府軍支配地でパイロット・フェーズが実施され、3907人が出生証明充当判決書の交付を受け、判決書に基づき3137人に国民証が交付された。

しかし、個別同定問題の先送りを支持していたバボ大統領側は、本来適格でない者が詐称によって出生証明書を「復元」し、国民証を入手しかねないとして出張法廷に強く反対していた。そして、2006年7月に始まった出張法廷の第1次キャンペーンでは、バボ大統領支持者による妨害行為が相次ぎ、

野党支持者との衝突で死者も発生した。端的に言ってバボ大統領側は、出張法廷を外国人が国民に「なりすます」ことが可能な制度だとみなし、それは彼らの論理ではワタラの支持者の「水増し」につながるものと考えられたのである。バボ大統領側のスタンスにはイボワール人性の思想の強い影響がみられる。個別同定にかかわる利害に絡んで民族差別の主張がなされ、暴力も行使された点で、コートジボワールが直面する問題がここに集約されている。

妨害行為の頻発にかんがみて翌8月にバニは、出張法廷で交付するのは出生証明充当判決書のみとし、国民証の交付はとりやめることを決定した。有権者登録に国民証が必要である以上、バニの譲歩は有権者登録作業のさらなる延期を意味した。手詰まりに陥ったバニは目標としていた2006年10月に選挙を実施できず、求心力を喪失した⁴⁴⁾。

転機が到来したのは、2007年3月のワガドゥグ合意によってであった。ワガドゥグ合意では、国民証を有権者登録の必要書類とせず、出生証明書（もしくは出生証明充当判決書）のみで有権者登録が可能になった点が重要であった。すなわち、「出生証明書（+国籍証明書）→国民証→有権者登録→有権者証」という本来の手続きの代わりに、「出生証明書（もしくは出生証明充当判決書）→有権者登録→国民証・有権者証」とする手順となったのである。出生証明書充当判決書の信頼性に懐疑的だったバボ大統領側が大きく譲歩したかたちであるが、個別同定制度に関する態度の変更というよりは、政治的主導権を回復したことによる姿勢の軟化の産物と解釈できるものである。

出張法廷は2007年9月から再開された。大統領側からの目立った妨害は受けず、2008年9月までの作業によって約75万件の出生証明充当判決書が交付された。これを受けて2008年9月から有権者登録が始まり、何度かの中断（またそのあいだの2008年11月の選挙の見送り）を経て、2009年6月末までに推計有権者数の72%に相当する約636万人の登録が完了した⁴⁵⁾。有権者登録の終了以後は、①CEIによる登録データの検証と暫定有権者名簿の作成、②暫定有権者名簿の公開（確認と異議申し立ての受付）、③確定有権者名簿の作成、④③の登録データに基づく有権者証・国民証の作製、⑤有権者証・国民

証の交付、⑥投票の実施という手順で作業が進められ、2009年11月に選挙を実施する計画が固まった。

しかし、①の段階において深刻な問題が発覚した。投票日を2カ月後に控えた2009年10月1日になってCEIは、有権者登録された638万4816人のうち275万2181人については、政府が保有しているほかの公的なデータベースのなかに対応する登録記録が一切なかったと発表した。CEIは地方事務所での暫定有権者名簿の縦覧とウェブサイトでの照合サービスの提供によって、登録済み有権者に本人確認を呼びかける一方(②に該当)、照合項目を増やしてデータの再検証を行った(①のやり直し)。この作業により新たに170万人以上の身元確認ができたものの、103万3985人についてはやはり同様の結果が出た。登録有権者の16.2%、実に6人に1人の身元に疑義が残る状態で選挙を強行しても、選挙結果の正当性が確保されないことは確実であった。

選挙延期後、2009年12月3日に開催されたワガドゥグ合意常設調整機構(Cadre permanent de concertation: CPC)の会合で、バボ大統領、ソロ首相、ベディエPDCI党首、ワタラRDR党首は一致して選挙の早期実施の意思を再確認し、①2009年12月中に有権者登録にかかわるすべての問題を解決、②2010年1月に確定有権者リストを公開し、有権者カードと国民証を作製、③2010年2月に有権者証・国民証を交付し、選挙戦を実施、④2010年2月末から2010年3月はじめに大統領選挙の第1回投票を実施、という日程を定めた。これに則りCEIは、再度、「記録なし」者の身元確認作業を実施した。

しかし、2010年1月に、「記録なし」者42万人分のデータがCEIの地方事務所にわたり、確定リストに直接登録されていた(つまり二重登録されていた)ことが発覚し、問題はさらに紛糾した⁴⁶⁾。大統領側は、有権者の「なりすまし」と「水増し」に対する従来からの疑念を再燃させ、CEI幹部に対する捜査を検察庁に指示し、さらなる身元確認作業の徹底をCEIに求めた。圧力に屈したCEIが2010年2月はじめに10日間の身元確認作業を開始すると、大統領側はこの機に乗じ、「外国人とおぼしき者」(présupposés étrangers)を有権者名簿から削除するよう、身元確認作業にあたる地方の裁判所に指示

を出した。マルクーシ合意で問題視された「路上検問」とまったく同じこの行動に、今度は野党側が態度を硬化させ、いくつかの内陸の都市で身元確認作業に反対する抗議行動が起こった⁴⁷⁾。政治情勢の緊張を受け、政府は2月10日に身元確認作業の中断を宣言し、その2日後の2月12日には大統領が内閣総辞職とCEIの解散を宣言した。かくして、長らく待たれた選挙はまたしても延期されることとなったのである。

状況の打開にはその後半年を要した。出生証明書以外の登録情報がない103万人については、本人確認を実施し、確認がとれなかったほぼ半数の者を名簿から削除することで与野党が合意に達し、2010年9月に572万人からなる有権者名簿が確定された。和平合意から8年近くをかけ、実に4億ドル以上の費用を費やした「アフリカで最もお金がかかった選挙」は、こうして2010年10月に大統領選挙の第1ラウンド、11月に決選投票が実施されることとなった。しかし、和平プロセスの集大成であるこの長らく待たれた選挙をきっかけに新たな内戦が発生することとなったのである。

第7節 新内戦

2000年10月以来10年ぶりとなる大統領選挙には14人が立候補し、第1回投票が10月31日に行われた。この結果上位を占めた現職のバボ大統領とワタラ元首相の2人が決選投票に進むこととなった。3位となったベディエ元大統領は事前の選挙協力に則り、ワタラ支持に回った。決選投票は2010年11月28日に実施された。決選投票の投票率は80%を超える高率となった。4日後の12月2日に独立選挙管理委員会(CEI)がワタラ元首相の当選を発表した。得票率はワタラが54.1%、バボが45.9%であった。

しかし、バボ陣営は選管の発表結果を不服とし、北部諸県(反乱軍側の影響力が強いほか、ワタラ支持者が多い)において、武力での威圧による投票妨害や、不正に作成された開票報告書(具体的には、自党の開票立会人の確認署

名なしに作成された開票報告書)があると主張し、憲法裁判所に申し立てを行った。憲法裁判所は、「投票の適正さを汚し、結果全体に影響を与えかねない深刻な性質の不正を憲法裁判所が申し立てた場合には、憲法裁判所は選挙の無効を宣言する」権限をもつ機関である(2008年選挙法第64条)。すなわち憲法裁判所は、選挙結果を最終的に承認する最高位の国家の機関であり、その決定は独立選挙管理委員会より上位にある。バボ陣営の憲法裁判所への申し立ては法に定められた正当な手続きに沿ったものであった。

翌12月3日に憲法裁判所は、バボ側の訴えを全面的に認め、このような事例の存在が指摘された北部7県の投票結果をすべて無効とする判断を下した。さらに憲法裁判所は、無効とされた票を差し引いて計算し直した結果、当選者はバボであると宣言した。この決定に基づいてバボ大統領は、自らを「正当な大統領」と自認し、翌12月4日に就任宣誓式を行った。

しかし、憲法裁判所の決定は法規定を逸脱したものであった。憲法裁判所は、先に引用した選挙法の条文に書かれたとおり、選挙の無効を宣言することができるが、無効宣言がなされた場合は、閣議がやり直し選挙の日程を決定するというのが法の定める手続きである。つまり、憲法裁判所にできるのは無効の判断を下すことまでにとどまるのであり、無効と判断された選挙区についてはやり直し選挙が必要である。つまり、憲法裁判所は投票結果をとり消した状態で確定する権限は有していないのである。したがって、憲法裁判所の宣言に基づいてバボが大統領に「就任」することは法制度上不可能であった⁴⁸⁾。

バボ側が独立選挙管理委員会の発表に異議を唱え、憲法裁判所に裁定を持ちこんだのち、国連PKOのUNOCIは集計票の写しをもとに独自の調査を行った。今回の選挙に際してUNOCIは、選挙法に明記された正当な権限に基づき、中央選管に集められたすべての集計票(計2万通あまり)の写しを保持することが認められていた⁴⁹⁾。それらを精査した結果UNOCIは、立会人の署名がない集計票はたしかに存在したものの、全部で2万通あまりの集計票のうち「ごくわずか」であったとの判断に達した(2011年3月30日付け

国連事務総長報告 S/2001/211, 第18段落)。また選挙監視団からの報告を集計した結果、トラブルがあった投票所もたしかに存在したが、その数は数カ所にとどまったとのことであった。この調査結果に基づいて UNOCI は、不正事例はたしかに存在したものの投票の大勢に影響を与える規模のものではないと判断し、ワタラが当選者であるとした選管発表を支持し、以後この考えを崩すことはなかった。

「当選者はワタラ」とする認識は、国連事務総長、フランス、アメリカなどの主要国首脳、アフリカ諸国の大半の首脳にも共有された。これらの国際的な支持に支えられるかたちでワタラ元首相側は、選管発表こそが正しい選挙結果だとの考えを表明し、バボが「就任式」を行ったのと同じ12月4日に独自に就任宣誓式を挙行した。バボ側はこれを無視して組閣を行った。ワタラ側もこれに対抗し、ワガドゥグ合意成立時から首相としてバボとの権力分掌体制をとってきたソロを首相に抜擢し、組閣を行った。コートジボワールには2人の大統領がそれぞれ率いる2つの政府が誕生することとなったのである。

「2人の大統領」状態が生じてから2週間後の2010年12月16日から、バボ側はワタラが本拠地として滞在するゴルフ・ホテル（アビジャン市内のリゾートホテル）に通じる道路要衝に政府治安部隊を配備し、封鎖した。さらに熱狂的なバボ支持者からなる「愛国青年」（本章第4節参照）が、「ゴルフ・ホテルを襲撃してワタラを追い出せ」とのアピールを支持者に向けて繰り返し行った。ゴルフ・ホテルそのものは UNOCI の警護下にあったためワタラの身の安全は確保されたが、移動の自由を奪われたワタラは、ゴルフ・ホテルでの「籠城」を余儀なくされた。このようにバボ側は2010年12月の段階で、政権維持のために武力行使も辞さない姿勢を示していた。

2010年12月以降、バボ大統領に退陣をうながす調停作業がアフリカ連合を中心に精力的に行われたが、バボ大統領はこれを拒絶したため調停は暗礁に乗り上げた。これと並行して国連安保理、EU はバボ陣営に対する制裁を発動し圧力をかけたことで、バボ陣営の国際的孤立が深まった。2011年2月頃

から、退陣を拒むバボに対する抗議デモがアビジャンで組織されるようになるが、これに対してバボ側は政府治安部隊を投入して鎮圧した。鎮圧ではロケット弾などの武器が使用され、多数の死傷者が出た。さらに同時期から独立派のゲリラ組織によるバボ政権に対する武装闘争が開始され、バボ政権はこれに対しても鎮圧行動を行い、アビジャン北部のアボボ地区を中心に断続的に戦闘が行われるようになった。政権維持のために武力行使を繰り返すバボ側に対する国際的非難が強まっていった。

このような情勢の緊迫を受け、バボ大統領に同調的な姿勢をとってきたいくつかのアフリカ諸国（アンゴラと南アフリカ）も態度を改め、2011年3月10日にはアフリカ連合が全会一致で「当選者はワタラ」だとする見解を確立した。この決定を受けワタラ側からバボ陣営に対し、挙国一致内閣を組織する最終提案がなされたが、バボ陣営はこれを拒否した。これが決定的となり、3月17日にワタラは、自らが正統な大統領であるとの認識のもとに、「コートジボワール共和国軍」(Forces républicaines de Côte d'Ivoire: FRCI) を創設する大統領令を発出した。これを受け、ワタラ側の内閣の首相であるソロは旧反乱軍を中核として「共和国軍」を発足させた。この「共和国軍」発足によってコートジボワールは、2人の大統領、2つの政府に加え、2つの国軍が存在するに至った。「共和国軍」は3月28日に西部・中部・東部の3方の拠点を出發して、バボ大統領が立て籠もる経済首都アビジャンに向けた進攻を始め、3月31日にはアビジャンを包囲し、バボ側治安部隊との市街戦に突入した。

FRCIの軍事行動が始まった翌日の2011年3月30日に、国連安保理は決議1975によって、コートジボワールのすべての当事者に対し、ワタラを当選者とする選挙結果を受け入れるよう改めて呼びかけるとともに、暴力のエスカレートに対する懸念を表明し、暴力の即時停止を呼びかけた。そして国連安保理は、物理的暴力の危機に晒されている民間人の保護ならびに民間人に対する重火器の使用の阻止という目的に照らして、UNOCIが「必要なあらゆる手段」をとることに全面的な支持を与えることを強調した。この決議では

さらに、バボがAUからの退陣提案を拒否していることが非難され、即時退陣が勧告された。また、バボ陣営の兵力であるコートジボワール政府治安部隊 (Forces de défense et de sécurité: FDS) に向けてワタラ大統領の権威にしたがうよう勧告がなされ、FDSが国連要員に対して武力を行使することが強く非難された。加えて、2004年に導入した制裁措置 (資産凍結・海外渡航禁止) をバボ夫妻、ンゲッサン FPI 党首ら 5 人に適用することが決定された。この安保理決議はバボが完全に国際的な孤立に陥ったことを意味した。

ワタラ、バボ双方の軍隊が対峙したまま膠着状態に入った「アビジャンの戦い」に局面の変化をもたらしたのが、UNOCI の軍事介入であった。UNOCI は安保理決議1975に則り、「アビジャンの戦い」のなかでバボ派の軍事拠点から民間人に対する重火器の使用がなされかねないとの懸念を理由に、2011年4月4日にバボ派の軍事拠点への空爆を行った。この空爆は駐留フランス軍部隊であるユニコーン作戦の支援を受けて行われた⁵⁰。それでもなおバボ大統領が退陣を拒否し、反撃を試みたことから、第2回目の空爆が4月11日に行われた。そしてこの日、ワタラ側の国軍である FRCI がバボ大統領の潜伏する大統領邸に突入し、地下の待避壕にいたバボ大統領の身柄を拘束した。このとき待避壕にいたバボ政権の幹部ら120人も同時に拘束された。この拘束によって、2010年12月から4カ月あまりにわたって続いてきた二重権力状態が解消されることとなった。そののちワタラは2011年5月6日に改めて就任宣誓を行い、5月21日には国連事務総長らも臨席して、首都ヤムスクロで盛大な就任式典が挙行された。FRCI によるバボ派残党の掃討作戦も5月中に完了した。

むすび

以上、本章ではコートジボワール政治史の歴史的連続性という観点から、内戦発生前の2001年頃から内戦の和平プロセスを経て大統領選挙に至る時期

について考察を行ってきた。この時期の情勢に深くかかわる歴史的連続性には、軍事的秩序ないし軍のあり方の変質、イボワール人性をめぐる問題、政治制度とエリート間の対立構造という3つの要素があったが、本章ではとくに後2者に着目した。

おもにこれら2点に関する本章での考察を整理することで、10年にわたる危機的状況の総括を示したい。和解という課題が一定の政治的コンセンサスのもとに設定され、これを背景にワタラの被選挙権、身分証明、外国人の法的地位などにかかわる議論が進展したことは、政治の安定化に資する大きな動きであったといえてよい。また、和平プロセスの過程でワタラのRDRとベディエのPDCIが選挙での協力関係を確立したことは、政治勢力の3者鼎立状態に由来する対立を未然に防ぐ効果を持ちうるものであった。その一方で、イボワール人性の問題の克服策とされたワタラの被選挙権、身分証明、外国人の法的地位などの課題を実現するには多大な困難がともない、和平プロセスの長期化をもたらした。その過程では、バボ側の民兵や「愛国青年」などによって排外主義や民族差別を内包した暴力行為がしばしば発生することとなった。さらにバボが大統領選挙の結果受け入れを拒否し、新たな内戦をひきおこすことになったことは、政治的対立の根深さを改めて思い知らせる出来事であった。したがってこの10年という時代は、和解・安定に向かう動きと敵対・不安定化に向かう動きが混在する「行きつ戻りつ」の展開をとってきたといえるであろう。

結社史の観点からは、この時期はどのように評価されるであろうか。この時期に統治的結社の座についたFPIには2つの顔を見出すことができる。ひとつの顔は和解の促進者としての顔である。軍事政権から民政移管選挙に至る混乱を経て誕生したFPIの政権は和解の必要性をいち早く表明し、国民和解フォーラムを成功に導くことによって和解をコートジボワールの公式の課題として設定した。和平プロセスをとおして追求されることになる和解の課題と方向性の礎石は、FPI政権によって築かれたものである。そののちの抵抗姿勢によって和平プロセスを大きく停滞させることになったこととは

いささか裏腹ではあるが、この点は強調しておく必要がある。

FPIのもうひとつの顔は、イボワール人性の思想の執拗な追求者としての顔である。民政移管選挙に先立つ新憲法制定過程において、大統領候補の被選挙権に関する国籍条項を盛りこむことにもっとも熱心な立場をとった「ワタラ外し」勢力の存在については前述したが（第6章第3節1）、FPIはこの勢力の中核を占めた。ワタラが2000年12月の国民議会選挙への立候補を却下されたのもバボ政権誕生後のことであった。内戦勃発後の和平プロセスにおいてイボワール人性の克服にかかわる政策に執拗に抵抗したことや、支持者集団である「愛国青年」をとおして排外主義的な扇動活動を行ったことは本章でみたとおりである。

このようにFPIは、和解の推進者でありつつ、イボワール人性の思想の追求者でもあるという相矛盾した相貌をもつ統治的結社であった。和解を掲げた点においては、統一や連帯を掲げたウフェ期のPDCIに共通するところがあるが、イボワール人性の思想を追求した点では、政敵やその潜在的支持者の排除を追求したベディエ期のPDCIに通じる性格をもつ。いわばFPIはコートジボワール政治史上に登場した過去の統治的結社をつなぎ合わせたような存在といえる。和解にせよ、イボワール人性の思想にせよ、コートジボワールがたどってきた国家形成史をふまえて浮上してきた政治的な志向性である。FPIがこのような歴史をふまえて、自らの統治的結社としての立場を定位したと理解することはできるだろう。

とはいえ、そもそも和解とイボワール人性は両立可能な課題であったらうか。イボワール人性をめぐる問題がひきおこしてきた政治的、社会的な混乱を振り返れば、答えは否であろう。したがってFPIは、相矛盾する歴史的な課題を背負った統治的結社だった。長引く和平プロセスのなかで政権存続を最優先するようになり、違法な手段に訴えて政権に固執したあげくに崩壊したFPI政権は、この矛盾に押しつぶされたと表現できるかもしれない。FPI政権の崩壊は、コートジボワールの国家形成史がはらむ矛盾を体現したものだといえるだろう。

〔注〕

- (1) 世界各地で実施された真実委員会の比較研究である Hayner (2011) は、同フォーラムを取り上げていない。同フォーラムは、真実委員会とは異なる性質のものといえる。
- (2) 総裁団は、主要政治勢力と均等に関係をもつ中立的な人材とみなされていた S・E・ジャラ (Seydou Elimane Diarra) 元首相を議長とし、議長によって市民団体から選任された12人のメンバーからなる組織である。ジャラ議長はバボ大統領の指名を受けてこの任についたが、就任にあたり、フォーラムが国民各層の幅広い意見表明を可能とする中立的な機会になることと、参加が期待されていた主要政治家 (ベディエ、ワタラ、ゲイ) の身の安全を保障することをバボ大統領に確約させていた。また、ジャラ議長は、パリで事実上の亡命生活を送っていたベディエ、ワタラ両氏のもとを自ら訪問し、フォーラムへの参加を招請するなど精力的な活動を行った。後述するようにフォーラムは一定の成功を収めることになるが、これは総裁団を統率したジャラの手腕と、ジャラの活動を容認したバボ大統領の態度と帰せられるものとみてよい。なお、ジャラの経歴については、佐藤 (2002a, 52) を参照されたい。
- (3) 2001年12月13日に *Résolutions* という名称で公開された。2001年12月15～16日付け *Fraternité Matin* 紙の pp. 3-5で全文を確認できる。
- (4) 同フォーラムは、主要政治勢力が相互に意見のすりあわせをして最終共同声明を発するという円卓会議タイプの会合ではない。同フォーラムは基本的には、国民各層の代表者が順々に登壇して意見表明を行うというものにとどまり、議論の総括は総裁団に一任されていた。このような形態であったため、総裁団の総括 (勧告決議) に対する各党の受け止め方に着目することが、このフォーラムに対する政党の最終的な態度を判定するうえで最適だと考えられる。
- (5) ベディエとワタラはパリ滞在を続けていた。ゲイはコートジボワール国内にいたが、リベリア国境部に近い自らの出身村で、私兵の警護のもとで逼塞していた。
- (6) そもそも北部地域での政府側の治安部隊は、ごく小さな警察署や憲兵隊哨所のみであった。反乱軍による支配は、数人の兵士によってこれらの拠点を掌握したということにとどまる。勃発からマルクーシ合意までの戦況については、佐藤 (2003b) で詳述した。
- (7) それぞれ、全西部イボワール人民運動 (Mouvement populaire ivoirien du Grand Ouest: MPIGO) と正義平和運動 (Mouvement pour la justice et la paix: MJP) を名乗る。
- (8) 西アフリカに広域的に分布するマンデ系の文化圏でみられるもので、加入儀礼を経た者だけが参加を許される狩人結社を構成する。名称は地域によつ

て異なるが、コートジボワールでは一般に「ドゾ」(dozo)と呼ばれる。シエラレオネでは、「カマジョール」(kamajor)の名で知られ、同国での内戦時に民兵として組織されたことから、国際プレスなどをとおして広く知られるようになった。首飾りなどの呪物を身にまとった特徴的な格好をしており、呪力をもつとして恐れられている。近年では、獲物である動物の減少にともない、自警団、ボディガード、民兵などとして雇用される例が増え、政治研究上も見逃せない存在となってきている(栗本1999; Basset 2003b)。

- (9) 1972年生まれ。アビジャン大学在学中に同国最大の学生運動組織であるFESCIの委員長を務めた。軍人ではない。この当時までにRDRで活動していた時期がある。
- (10) MPCCIの挙兵はバボ大統領の外遊中をねらってなされ、バボ政権の中枢幹部であった内相、国防相、参謀総長宅が襲撃された。内相はこのときの攻撃で死亡した。挙兵初日にゲイ元軍事政権首班も殺害されているが、これは反乱軍によるものではなく、バボ政権側の兵士によるものとされている。
- (11) ソロ幹事長は内戦勃発後に刊行した自伝(Soro 2005)で、バボ政権が北部地域出身者に対する差別を行っているという認識を示し、これをやめさせるためにMPCCIを組織して挙兵したと述べている。しかし、蜂起後最初に反乱兵側から発表された声明は、軍での継続雇用を求める志願兵の反乱だというものであったし、その時点では組織名も不明であった。MPCCIという名称が名乗られるのは蜂起から10日ほどあとのことである。また、ソロが「幹事長」という肩書きとともに登場するのも、蜂起から1カ月近く経ってからのことである。この時間差についてソロは、蜂起に失敗したアビジャンから反乱軍の拠点のブアケまで逃避行を続けるのに時間がかかったと自伝で説明している。しかし、MPCCIを名乗ってから最初に示された要求は、「大統領退陣と民主的選挙の実施」というものであり、北部人差別の問題はとくに言及されていない。
- (12) 反乱軍は比較的新式の機関銃、ロケットランチャー、自動小銃などを装備しており、四輪駆動車なども保有していた。占領直後のブアケでは、MPCCI兵士が略奪を行わず、現金を支払って物資を調達していたことも国際プレスで盛んに報告された。資金提供者がいたはずだが、誰なのか、また真のねらいが何だったのかは依然として不明である。
- (13) フランスの軍事介入は、アビジャン駐留基地の兵力と大規模な増派部隊によって実施された。フランスによるアフリカへの軍事介入としては、1980年代のチャド介入以来の大規模なものである。ECOMICIは、セネガル、ベナン、ガーナ、ニジェール、トーゴを中心に編成されていた。
- (14) 民兵の活動については佐藤(2006d)を参照。
- (15) とりわけ、北隣に位置する内陸国のブルキナファソは、輸出港であるアビ

- ジャン、サンペドロ (San Pédro) への交通網を寸断されたことで深刻な打撃を被った。また、コートジボワールに滞在していた同国出身の出稼ぎ労働者や入植者10万人以上が、内戦勃発後、本国に帰還した。
- (16) シエラレオネでは、内戦が勃発した1991年から事態が好転に向かう2000年までの11年間でみると、年平均GDP成長率はマイナス4%以下の水準であり、単年度ではマイナス10%台に入った年も3度あった。リベリアでは、1989年末から1997年7月までの第1次内戦では、最初の2年間に経済成長率はマイナス9~10%に落ちこみ、その後数年間は統計をとることができないほど経済が混乱した。首都モンロヴィア (Monrovia) で激しい戦闘が展開された2003年には、GDP成長率はマイナス31%を記録している。内戦勃発後のコートジボワールのGDP成長率は、マイナス1.6% (2002年と2003年) から1.8% (2004年と2005年) の幅にとどまっている (*EIU Country Report* 各号から筆者計算)。
- (17) 輸出総額の推移をみると、近年で最も縮小したのは軍事政権下にあった2000年の38億8800万ドルで、内戦勃発後は52億7500万ドル (2002年)、57億8800万ドル (2003年)、69億1900万ドル (2004年)、76億9700万ドル (2005年) と着実な増加がみられた。主力産品であるココア (製品含む)、木材、コーヒーのほか、2005年からは休眠していた沖合油田の操業が再開され、日産5万バレル程度ながら比較的安定した生産がなされた。これらの数字からは、石油の寄与分を差し引いて考えても、伝統的な主力産品についての生産能力はそれほど損なわれていない様子がうかがえる。数字は *EIU Country Report* 各号による。
- (18) このことは、より破壊のスケールが大きいほかの内戦との比較で、破壊の程度の問題にとどまらず、国家財政の連続性や戦後復興のあり方といった質の違いももたらす条件として念頭に置く必要がある。内戦における破壊のスケールが内戦の質を規定する条件として働きうるという点に関しては、遠藤貢氏から貴重な示唆を賜った。
- (19) そのほかの4政党は、コートジボワール民主主義平和同盟 (UDPCI)、イボワール労働者党 (PIT)、未来の力運動 (MFA)、民主市民同盟 (Union démocratique et citoyenne: UDCY)。UDPCIはゲイ元軍事政権首班の支持者からなる政党で、国民議会に20議席ほどを有する。PITは民主化期から活動する野党だが議席数は4議席にとどまる。MFA、UDCYは党首のみが議員の個人政党である。なお、UDCYは、2000年選挙で1議席を獲得したコートジボワール民主同盟 (UDCI) から名称を変更した政党である。
- (20) 付属議定書の全文訳と解題については佐藤 (2007a) を参照。社会的、政治的対立とこれらの論点の関係については佐藤 (2006b) を参照。
- (21) なおコートジボワール内戦では、勃発から選挙実施までのあいだに12の合

意文書が当事者間で取り交わされた。2007年末までに締結された11の合意文書については佐藤（2008c）にリストアップしている。残るひとつの合意文書は2008年12月に締結されたワガドゥグ合意第4追加合意である。これらの和平合意のうち、和平プロセスの基本的枠組みをかたちづくる二大合意がマルクーシ合意と、あとで述べるワガドゥグ合意である。そのほかの合意は二大合意を補完する位置づけにある。

- (22) この首脳会談の最終声明がアクラ I 合意である。
- (23) 開催された会場の名にちなみ、こう呼ばれる。また、マルクーシ円卓会議とあわせてパリ会談という名称があてられることもある。
- (24) 挙国一致内閣で反乱軍側は、与党 FPI に次ぐ閣僚ポストを配分された。第 1 次挙国一致内閣（首相含む全42ポスト）で FPI は10ポスト、反乱軍 3 派は 9 ポスト、第 2 次挙国一致内閣（首相含む全32ポスト）では FPI は 7 ポスト、反乱軍は 6 ポストである。
- (25) マルクーシ円卓会議では、反乱軍が国防相と内相（内相は警察と憲兵隊を統括する）ポストを得ることが口頭で合意された。大統領側は最終的にはこの実現を阻止したが、そのために9カ月にわたる政治的折衝を続けなければならなかった。この件は、マルクーシ合意下での大統領の閣僚任免権限の低下を如実に示すものである。
- (26) ここで参照されている憲法規定とは、「共和国大統領は、政令により、いくつかの権限を政府メンバーに委任することができる」とした、第 2 共和制憲法第53条の規定である。
- (27) マルクーシ合意が、法に関する文書としての性格と、政治的な合意文書としての性格の二重性をもつという Bois de Gaudusson（2003）の指摘は、同合意の性格に関するここでの議論に大いに参考になった。
- (28) 当初バボ大統領は、アビジャンの中心街に立ち入り禁止区域を設定し、ここにデモ隊が立ち入った場合は武力で排除するという方針を示していた。しかし、デモ当日、治安部隊は立ち入り禁止区域ではない居住区に早朝から投入されており、明らかに布告内容から逸脱している。国連の調査団はこの鎮圧によって120名の死者が出たことを報告している。
- (29) 「愛国青年」のこういった活動は枚挙に暇がない。和平仲介に訪れたドヴィルバン（Dominique de Villepin）フランス外相（当時）を1時間以上にわたって大統領官邸に閉じこめた事件（2002年11月）、ジャラ挙国一致内閣首相のアビジャン入りを阻止しようとした国際空港滑走路占拠事件（2003年2月）、国営放送局に侵入してソロ MPCIC 幹事長を取り囲んだ事件（2003年6月）など、ハイレベルの高官もターゲットとなった。「愛国青年」は、火器による武装こそしていないが実質的には民兵であった（佐藤 2006d）。
- (30) 治安部隊が FPI の同調者によって独占されているわけではない（Kieffer

- 2000; 佐藤 2002b) が、FPI の意向を受けた勢力が主導権を握る状態にあった。
- (31) 2004年11月には、ユニコーン作戦による軍事行動（戦闘を再開した政府側の航空機を破壊）に抗議して、アビジャン市を中心に大規模な反仏暴動が起これり、在住フランス人の半数を超える8000人がフランス本国に避難する事態が起こった（佐藤 2005a）。また2006年1月には、西部で活動する武装民兵の襲撃を受けて、UNOCI 部隊が一時複数の拠点から撤収するという事件も起こっている。
- (32) この参謀総長はすでに2003年12月にいったん辞表を提出しながら、いったんはバボによって慰留された。辞意の理由は、徹底応戦を求める国軍兵士が勝手に休戦ラインを破って攻撃を行ったことへの引責であるが、この時点ですでに参謀総長が軍隊内部を掌握しきれなくなっていた様子がうかがえる。後任の参謀総長は、2004年11月の停戦協定破棄による攻撃を指揮した野戦司令官であり、軍隊内の強硬派の筆頭であった。この元参謀総長と、本文ですぐあとに述べる元軍報道官の両者とも、隠棲後にクーデタを呼びかけるアピールを発表している。
- (33) ただし、ワタラの立候補には憲法改正が不可欠というわけでは必ずしもなかった。現行憲法の規定でも出馬が可能だというのがワタラ側の主張であった。ただ、改正がなされれば、両親のうちいずれかについてのみ、現コートジボワール領土内で出生したことを証明すればよいことになるので、ワタラの立候補の可能性を実質的に高める意味があった。
- (34) 2000年選挙に際して、ワタラ側が偽造した国民身分証を配付して有権者を水増ししようとしたという疑惑がささやかれた。この疑惑は、北部系の名前をもつ者が路上検問で国民身分証を偽造だと決め付けられる事件をひきおこすなど、深刻な社会的広がりをもてた。バボ政権が身分証明書の更新事業にとりくんだのも、この事件が背景のひとつとなっている。ワタラ側の関与に関する真相は不明であるが、このようなスキャンダルがとり沙汰されるのは、ワタラもやすやすとは当選できないという状況認識があってこそといえる。
- (35) 第5章ですでに述べたとおり、RDR はそもそもワタラ擁立を目的として結成された政党である。バボはFPI の創設者であるが、現在の政権中枢には結党時の幹部は残っておらず、バボとシモヌ夫人の主導権がこれまでになく強化されていた。PDCI には、本文でもふれた元内相のようにベディエから距離をとる有力幹部がいたため、リーダーへの従属性はRDR とFPI よりも相対的に低かったとはいえる。ただ、ベディエの指導性に対する公然たる反対の動きはその当時みられなかった。
- (36) イデオロギーや政策路線のことをいえば、ベディエのPDCI が保守、ワタラのRDR が改革志向の中道、バボのFPI が左派という相対的な位置関係を描くことは可能ではある。しかし、現実にとりうる政策オプションにあまり差が

出ないのが実情であった。

- (37) この決定により旧反乱軍の組織は選挙実施後まで温存されることとなった。このことは2010年11月に発生した新内戦の展開に大きな影響を与えた。旧反乱軍はワタラ側を支援して挙兵し、選挙での敗北後も居座ったバボ大統領を拘束することによって、ワタラ政権の正式発足に大きく貢献することになったからである。この点についての詳細は佐藤（2011）で論じた。
- (38) 国民証は1962年制定の根拠法によって、「本証の提示によってのみ（…）行政当局と警察に対して本人であること（*identité*）を正当化できる」と規定されており、国民が国家との関係において自らを個別同定する（される）際にもっとも基本となる文書である。国籍取得に関する法律上の規定については、第4章注37を参照。
- (39) Economist Intelligence Unit, *Country Report: Côte d'Ivoire*, June 2006, p.17.
- (40) このため CNO 地域では、有権者登録に先立って、治安回復と行政要員の再配置が大きな課題としてつけ加わった。
- (41) 政権と野党・反乱軍のこの対立は、もうひとつの重要課題である武装解除とのスケジュール上の兼ね合い（政権はまず武装解除ありき、野党・反乱軍は武装解除と個別同定の同時並行）や、個別同定作業にあたる担当部局をめぐる折衝（大統領側は自派が影響下にある国立統計研究所 INS、野党・反乱軍は野党の影響力が強い独立選挙管理委員会（後述）をそれぞれ推した）とも絡んで、その後しばらくかけひきが展開された。
- (42) ワタラの被選挙資格の問題が政治的に決着したのは、予定された選挙までわずか半年前の2005年4月末のことであった。
- (43) 出生証明充当判決は、民籍登記簿の復元・後日申請策としてコートジボワール民法において定められた方式である。出張法廷という措置の特例性は、裁判所の代わりに判事の出張で行う点にある。
- (44) 2006年9月に発生した廃液投棄事件（佐藤（2007b）を参照）の行政責任をめぐる、バニ首相とバボ大統領が対立関係に陥ったことも背景にある。
- (45) この有権者登録に関してはさまざまな不正事例が報告されたほか、地方によって登録率に大きな格差があることも問題として指摘されたが、政治的争点とはならなかった。
- (46) CEI 委員長は野党側の人物が務める。委員長は組織的不正を否定したものの、データ流出は事実であったことを認めている。
- (47) 2010年2月4日付けのAFP, “Côte d'Ivoire: échauffourées autour de la liste électorale à Divo (centre)” (<http://news.abidjan.net/article/?n=355754>), *Nord Sud*, “Contentieux électoral: La Cei et le tribunal de Man à couteaux tirés” (<http://news.abidjan.net/article/?n=355737>) で、ディヴォ (Divo) とマン (Man) での事例が紹介されている（いずれも2009年2月15日アクセス）。

- (48) この判断を下したヤオ・ンドレ (Paul Yao N'Dré) 憲法裁判所長官は、バボ大統領側に近い人物として紹介されることが多い。
- (49) このほかにも UNOCI は、これまでに蓄積された選挙監視のノウハウをふまえ、綿密な監視体制を構築していた。UNOCI は、投票箱や投票用紙などの「センシティブな」物資の輸送と、全国81の選管地方事務所からアビジャンの中央選管への集計票の移送において全面的な支援を行った。
- (50) ユニコーン作戦は、先行する安保理決議において UNOCI を軍事的に支援する権限を付与された部隊であり、今回の空爆に関しては潘国連事務総長からサルコジ・フランス大統領に対して直接の支援要請もなされた。

